

奈良県と橿原市との新たなスポーツ拠点施設整備
の推進についての協議に関する覚書

1 協議の実施

奈良県（以下「甲」という。）及び橿原市（以下「乙」という。）は、
新たなスポーツ拠点施設整備の推進について協議を行う。

2 協議事項

- (1) 橿原運動公園及び橿原公苑における国民スポーツ大会・全国障害者
スポーツ大会の奈良県開催に向けた新たなスポーツ拠点施設の整備
に関する事。
- (2) 県民並びに市民の運動・スポーツの振興、健康増進及び中南和地域
の活性化に寄与する新たなスポーツ拠点施設の整備に関する事。
- (3) 防災拠点の整備による安全安心なまちづくりに関する事。
- (4) 新たなスポーツ拠点施設を活かした橿原市内における持続的発展や
活性化を企図したまちづくりに関する事。

3 協議の進め方

- (1) 甲及び乙は、前項に規定する新たなスポーツ拠点施設整備及びまち
づくりの目指すべき方向性や考え方、検討内容、進め方について認識
を共有する。
- (2) 甲及び乙は、双方の意見を尊重し、誠実に協議する。
- (3) 甲及び乙は、それぞれの議会に報告し、又は必要に応じてその了承
を得ながら協議を進めるものとする。

4 その他

甲及び乙が令和2年8月4日付けで締結した奈良県と橿原市との新
たなスポーツ拠点施設整備についての協議に関する覚書及び令和3年
5月31日付けで締結した奈良県と橿原市との新たなスポーツ拠点施

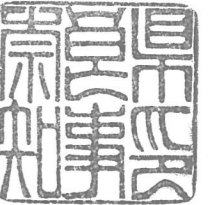
設整備の推進に関する覚書は、廃止する。

以上、この覚書の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ
署名押印の上、各1通を保有する。

令和4年10月18日

甲 奈良市登大路町30番地
奈良県知事

箕井正吾



乙 橿原市八木町1丁目1-18
橿原市長

亀田忠彦

